

令和元年5月号

特

集

都市が進める 「ごみ屋敷」対策

自宅の敷地に大量のごみなどをため込む、いわゆる「ごみ屋敷」問題が深刻化しています。周辺地域にさまざまな問題を引き起こすため、都市自治体としても対応すべき、重大な政策課題の一つになってきています。「ごみ屋敷」問題への対応としては、住人への指導や勧告、命令、行政代執行などを可能にする条例の制定やそれに基づいた対応だけでなく、対象となる住人の心身の状態の確認や福祉的側面からの働きかけが有効とされています。

今回の特集では、学識者に「ごみ屋敷」の現状や問題の背景、今後の課題などについて、セルフ・ネグレクトの視点から解説いただき、「ごみ屋敷」への対応に積極的に取り組む都市自治体の事例もご紹介します。

寄稿 1

ごみ屋敷問題の現状と課題 ~セルフ·ネグレクトの視点から~

東邦大学大学院看護学研究科教授 岸恵美子

寄稿 2

寄稿 3

チーム横浜で取り組む「ごみ屋敷」対策 横浜市長 林 文子

寄稿 4

豊中市の誇る「市民力」・「地域力」 豊中市長 長内繁樹



ごみ屋敷問題の現状と課題 クトの視点から~

東邦大学大学院看護学研究科教授



から、



述べる。 背景、実態と支援方法、今後の課題について 屋敷」の住人たちは、セルフ・ネグレクトの 置された建物、もしくは土地を指し、その住 べた上で、いわゆる「ごみ屋敷」に住む人々の レクトの定義・概念などの基本的なことを述 あると考えられる。筆者は、いわゆる「ごみ 人たちの多くは、セルフ・ネグレクト状態に ない建物で、ごみが積み重ねられた状態で放 類型であるとし、本稿では、セルフ・ネグ いわゆる「ごみ屋敷」とは、ごみ集積所では

ごみ屋敷問題とセルフ・ネグレクト

多々良らの「高齢者自身による、自分の健康 る不適切なまたは怠慢の行為」という定義(4)、 や安全を脅かすことになる、自分自身に対す Center for Elder Abuse)の「自分自身の健康

や安全を損なう行動」という定義(5)、

の「高齢者が通常一人の人として、生活にお

いて当然行うべき行為を行わない、あるいは

高齢者のうちセルフ・ネグレクトは約9%で 社会の問題であると指摘する研究者も少なく 衆衛生学的問題であり、極めて重要な健康と 速に進み、セルフ・ネグレクトは疫学的、公 セルフ・ネグレクトに関する研究は近年急 アメリカにおける大規模な調査では、

衛生の放置」の項目が6割を超えていたこと

定義(6)や実施した調査の結果から、

や健康が脅かされる状態に陥ること」という 行う能力がないことから、自己の心身の安全

- 状態にある高齢者の相談受付時の状態とし 「不衛生な家屋に居住」「衣類や身体の不

あり、 では、 括支援センターが把握したセルフ・ネグレク があるからである。また同調査では、地域包 推計値が妥当であるとは言い切れない可能性 支援センターの5割前後が、セルフ・ネグレ 町村高齢福祉担当部署の6~7割、地域包括 なぜならば、平成26年度の調査(3)では、 クト高齢者はかなり多いことが推察される。 されているが、潜在しているセルフ・ネグレ 身体障害者では15%に及ぶことが報告されて い自治体・地域がこれだけある以上、調査の いことが明らかにされており、把握していな クト状態にある高齢者の人数を把握していな 1万2190人(平均値1万785人)と報告 られる高齢者の全国推計値は、9381~ 実施したセルフ・ネグレクト高齢者の調査(② いる(1)。一方わが国においては、内閣府が セルフ・ネグレクト状態にあると考え 年収が150万円より低い者、認知症 市

> 専門職の中で共通認識された定義は存在して 関する法的な定義、また正式に研究者や援助

いない。全米高齢者虐待問題研究所(National

唱しているが、世界で共通の定義はない。ま それぞれの文化背景に伴った定義や概念を提 トについては、これまでさまざまな研究者が は「自己放棄」と訳される。セルフ・ネグレク セルフ・ネグレクトは、「自己放任」あるい

た、日本においても、

セルフ・ネグレクトに

生な状態にあることが推察される。 セルフ・ネグレクトの6割以上が不衛 セ

図1 セルフ・ネグレクトの概念 住環境の悪化 セルフ・ケアの不足 環境衛生の悪化 個人衛生の悪化 支な Hoarding (ため込み) Domestic Squalor (家庭内の不潔、散らかり) 健康行動の不足 不十分な住環境の整備 悪化およ ビスの拒否 びリスク 財産管理の問題 を高める 社会からの孤立 概念

棄していること」と定義し(で)、 クトの るとし、 フ・ネグレクトを構成する《主要な概念》 ように整理した。この概念モデルでは、 の衛生もしくは整備又は健康行動を放任 社会生活 は セル とセル 《悪化およびリスクを高める概念》とし フ・ネグレクトを 社会からの の維持に必要な、 4 ケアの不足』と『住環境の悪化』であ ビスの拒否」「財産管理の問題 孤立」は、 個人衛生、 健 セルフ・ 康、 概念を図1の 生命 住環境 ネグレ および セル 放放 を

認

7

て示した(7)(8)。 セルフ・ネグレクトのリスク要因

セ ルフ・ ネグレクトの要因として、 内 閣 府

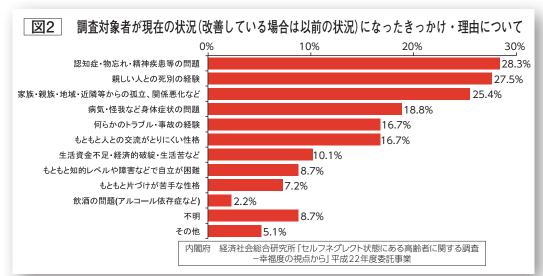
んだり、 が、 交流がなく、 N E P 特に長期化・高齢化した引きこもりの人やS とが挙げられる。 を受けることを拒否する高齢者が存在するこ ビスを勧めても、 気兼ねから、 世話になりたくない」というプライドや、 しセルフ・ネグレクトに陥ることも少なくな ショックな出来事により、 イフイベントである、 るいは人との接触を避けるために物をため について聞い 世話になるのは申し訳ない」という遠慮 性障害、 ĺ 本人に現在の状態になったきっかけ ル 両 知 疾患による症状として、 何らかの精神・心理的な疾患がある場 コ 症 両 親 日本人に特徴的なこととしては、 フ・ 病 気 親 0) $\widehat{20}$ 心亡き 物を堆積する場合がある。 ル 存 ネグレクト 関連問題、 パ 合失調症や妄想性障害、 IJ 在により生 未婚の・ じ後は 専門職が医療・福祉や介護サ 59歳の無業で、 ーソナリティ障害、 た調査の結果を図2に示す スト また、 医療機関の受診やサービス 生 ラなどの 活能 人を指す) に陥る可 配偶者や親しい家族 不安障害や恐怖症、 一活を維持できて 今後を見据えると、 力が乏しいために、 生きる意欲が低 知人や友人との 不安や恐怖、 人生に の場合、 能 感覚障害な 性 依存 がある。 方、 お 「人の 現在 いる け 理 人 $\stackrel{\bigcirc{2}}{\circ}$ 症 あ る ラ 込 強 由

7 近年8050 おり、 早期に支援する必要がある。 問題としてク ローズアップされ

ごみ屋敷の住人への支援

孤立死に至った事例の生前の状態は、 ルフ・ネグレクトと孤立死に関する調 査 約

で、



がいるため、 基礎的な疾患がありながら治療せずに放置す 要な対策である。一方、こうした背景により 能性があると報告されている。 8割がセルフ・ネグレクトの状態であった可 る人の中にも、 いわゆるごみ屋敷を招く人ばかりではなく、 の利用を拒否する人々へのアウトリーチは重 支援という意味でも、社会的孤立やサービス 意味でも、 敷対策としてだけでなく、 向にあることが確認されている(回)。ごみ屋 類型では、 サービスの拒否」など複数の問題が重複した 類や身体の不衛生の放置」「必要な介護・福祉 分析したところ、「不衛生な家屋での居住」「衣 れたセルフ・ネグレクト事例(1355件)を 全国の地域包括支援センターから収集さ またセルフ・ネグレクト状態への より深刻な状態へと陥りやすい傾 疾患の見立てなど専門職のアウ 物のため込みの行為がある人 、孤立死対策という また別の調査

はなく、繰り返し訪問し説得し続けたり、本体が少しずつではあるが出てきた。条例化することにより、窓口が明確化されたり、調査をお発動できたり、潜在的なセルフ・ネグレクト事例が発見されて関係機関との連携が取りやすくなるなどのメリットがある。もちろん、条例化したからといって、簡単に片付けたり、病院を受診させることができるわけでたり、病院を受診させることができるわけでたり、病院を受診させることができるわけでなく、繰り返し訪問し説得し続けたり、本

今後の課題

ごみ屋敷の事例も含め、セルフ・ネグレクトの事例では、生活の大きな変化を期待することは難しく、時間はかかっても信頼関係をなど、個人の意思を尊重した関わりが必要になる (□)。ごみを片付けることが目標ではなく、あくまでも対象者の「自己決定」を尊重し、「その人らしい生活」へ導くことが目標である。

一方で予防的な関わりも重要であり、リスク要因を持つ高齢者を把握し、定期的に見守りをし、意欲低下が起きていないか、生活が破たんしていないかを確認することが必要となる。「ごみ屋敷」問題は、地域や家族の崩壊、なる。「ごみ屋敷」問題は、地域や家族の崩壊、は、今後ますます増加すると思われるが、行し、今後ますます増加すると思われるが、行し、今後ますます増加すると思われるが、行いる。

トリーチも重要である。

引用・参考文献

→) Dong X, Simon M, et al.; The Prevalence of elder self-neglect in a community-dwelling

population: hoarding, hygiene, and environmental hazards. J Aging Health, 24(3), 507-524, 2012.

- 閣府 経済社会総合研究所委託事業、2011.関する調査:幸福度の視点から、平成22年度内2)内閣府:セルフネグレクト状態にある高齢者に
- 3)あい権利擁護支援ネット:セルフ・ネグレクト党の指責者被害等の犯罪被害と認知症との関連に、が消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連にない権利擁護支援ネット:セルフ・ネグレクト
- ¬Tatara T., Thomas C., Gertig J, et al.: The National Elder Abuse Incidence Study: Final Report, 1998.
- 研究班、2004. 5)多々良紀夫:高齢者虐待早期発見・早期介入ガ
- 学看護学雑誌、2, 1-10, 2006. をルフ・ネグレクトに関する課題・大阪市立大の)津村智惠子、入江安子、廣田麻子他:高齢者の
- 考察、高齢者虐待防止研究10(1),175-187,2014.ア)野村祥平、岸恵美子他:高齢者のセルフ・ネグ
- 8)岸恵美子代表編『セルフ・ネグレクトの人への支援―ゴミ屋敷・サービス拒否・孤立 事例への対
- の二次分析.厚生の指標、63(3). との関連:地域包括支援センターへの全国調査との関連:地域包括支援センターへの全国調査10)斉藤雅茂、岸恵美子、野村祥平(2016)高齢
- 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014. | 2014.



一市における な生活環境の保全を図る取り組み

秋田市長 (秋田県) 穂が積み

はじめに

時折、 野の中央部に広がる市街地は田園に囲まれ、 望み、東には太平山をはじめ秋田杉やブナに 中央に位置し、面積906・7%、 おおわれた出羽山地が連なっている。 31万人を擁する中核市である。西は日本海を 秋田市は、 自然豊かな緑あふれるまちである。 天然記念物のニホンカモシカが訪れ 秋田県の日本海沿岸地域のほぼ 秋田平 人口約

条例制定の背景

態になっていることが報告されている事例が 苦情には至らないまでも、市職員等による訪 10月に市民からの相談状況等について全庁的 国的なマスコミ報道をきっかけに、平成27年 な報道にあるような深刻な事例はないもの な調査を実施した。この調査の結果、全国的 本市では、いわゆる「ごみ屋敷」に関する全 何らかの対応が必要と思われる事例や、 屋内に物品等が堆積し不衛生な状

数件確認された。

年4月1日から施行している。 いう)を平成28年9月議会で制定し、 生活環境の保全に関する条例」(以下「条例」と 本市では「秋田市住宅等の適切な管理による このような事例に対応することを目的に、 平成 29

条例施行後の取り組み

|取り組みの方針

理不良状態」と定義(*)した上、次の4点を柱 の判断から、いわゆる「ごみ屋敷」状態を「管 的な手法のみでは根本的な解決に至らないと 慮すべきであり、単なるごみの片付けや強制 に取り組むことをその方針とした。 高齢化に伴うコミュニティの弱体化なども考 住者の生活能力・意欲の低下、 な調査結果のほか、高齢化・疾病等に伴う居 必要な取り組みの検討においては、全庁的 地域の過疎化

(1)行政処分前の管理不良状態の解消

終的手段となる「措置命令」および「代執 家屋や敷地の管理不良状態を解消する最

> 行」に至る前の段階で管理不良状態を解 志な

(2)管理不良状態の未然防止

消することを目指す。

管理不良状態になってからの対応だけでは なく、そのおそれがある場合も対応する。

(3)居住者の生活にも配慮した対応

生活の実現に支障が生じている場合につ かかわらず、居住者自身の健康で安全な ごみやその他の物品が屋内のみに堆積し いても対応する。 ている場合で、 周辺への悪影響の有無に

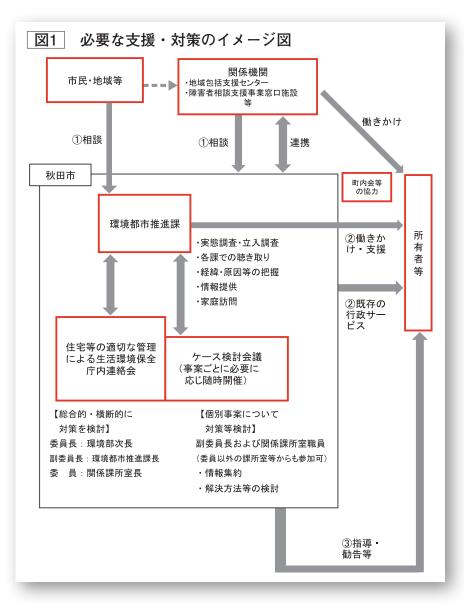
(4)課所室連携による事案対応

課所室が連携して対応する。 態の解消、 事案の性質を的確に判断し、 未然防止等に最適と思われる 管理不良状

|体制の整備

織として、環境部環境都市推進課内に住宅環 に対応してきたが、 数の関係課所室が従来業務の一環として個別 発生のおそれなどそれぞれの問題ごとに、複 条例の施行前は、 条例の施行後は新たな組 悪臭・害虫の発生、





を図ることとした。 境保全担当を設け、 相談 対 応窓 \Box 0) 明 確化

よる生活環境保全庁内連絡会」 長で構成 境保全審議会」 者7人以内をもって組織する につい 所室が連携し、 て意見を求める附属機関として、 から事案に対応するため、 気する 条例に基づき「措 秋田 を設置したほ 保健 市住宅等の適 福祉 置命令 か、 秋 衛 を設置した。 庁内 田 切な管理に 関係課所室 生など幅広 代執 市生 !の関係 行 活環 有識 等

> がら対応することとした。 き、 で 同 なく、 庁内連絡会の下には などの 個 『別事案ごとに、 必要によっ 外部機関も参加し、 ては地域 庁内の関係課所室だけ ケー ス検討会議 包 連携を取りな 括 支援 」を置 人セン

することとしている。 ベ ケ ŋ 組 ル 居住者を一 で連絡を取り 織や所管事務などにとらわれずに活 ス検討会議」 緒 は機動性を考え、 に訪問するなど、 ながら随時開催すること できる 担当者

限

うか、 施行の 保険制度などの公的サービスや、 これらも参考に、 化に至っ 談を繰り返すことで、 に居住者に働きかけることとしている 問により、 から情報収集を行い、 民記録や福祉サ 況を把握する必要がある。 であるのかを検討するためには、 継続的に提供される幅広いサービス 、場確認および実態調査を行うと同時に、 市 条例を適用し、 民や庁内 また、 ために必要な情報に この働きかけに併せて居住者との た原因の把握などにも努めており、 堆積した物品等の片付けを継続 どのような支援、 の課所室から相談 ービスの利用状況など条例 居住者に最も適切と考えら 家族、 支援、 その 居住者が住環境等の悪 このため、 地域住民、 後定期的な家庭 限って関係課所室 指導等を行うかど 指導等が適 があっ それ以外 居住者の まず 友人等 (介護 た場 住 面 訪 は

ŋ に役立つサー 祉 福 生活支援サービス、 用を勧めることで、 きるサ 【制度以外のサービス(民間事業者、 !祉部門が作成 これらの場面で大いに役立 取り組んでいる。 手伝いによる片付けなど) 0 協 生 議 工活状況 .関する情報を集めたものであり、 会、 -ビス 各種団体などが提供するサ -ビス」 身体状況に合ったサ 0) して 幅が広がるほ である。 いる冊子 問題 の解決につなげる とのマッチング これは、 一つてい 秋田 か、 市暮ら るの 人ひと 社会福 介護保 ビスの 選択 1 が、

の状態に戻らないよう対応している。 家庭訪問による見守りを行うこととし、 さらに事案の解決・改善後も、 なお、条例施行後の相談等の件数及び解決 表1のとおりである。 定期間、 以前

助となっている。

で推移している。しかしながら、本市の65歳

「秋田市生活環境保全審議会」では「市が提

超高齢社会と今後の課題

たよりは少なく、 条例施行後の相談件数は、 対応した事案も少ない状況 当初想定してい



生活環境保全庁内連絡会の様子

相談等の件数及び解決件数(平成31年2月1日現在) 表1

						(1+)
		管理不 良状態	おそれ	調査中	対象外	合計
H29年度	相談	4	2	0	7	13
	解決・改善	2	1			3
H30年度	相談	0	0	0	5	5
	解決・改善	0	1			1
合計	相談	4	2	0	12	18
	解決・改善	2	2	0		4
対応中		2	0	0		2
見守り中(解決後)		2	0	0		2
※U20年度には、名別旅行前のU20年度に名詞記字で対応中でも、も3124半世数を合む						

※H29年度には、条例施行前のH28年度に各課所室で対応中であった引継ぎ件数を含む。

ら、 今後も増加するものと推計されていることか 以上の人口の割合は平成29年に30%を超え、 るものと予想される。 康で安全な生活へ影響が及ぶケースが増加す 物品が屋内のみで堆積し、 周辺には影響がなくとも、ごみやその他

居住者自身の健 とが必要である」との意見もあった。 現状だけではなく当該居住者の人生を知るこ には、居住者本人からじっくりと話を聞き、 供しようとしているサービスと居住者が実際 に必要としているサービスを合致させるため

努めることが必要と考える。 供されるよう、そのコーディネートや支援に 住者が実際に必要とする適切なサービスが提 で安全・安心な生活を保てるよう、 の信頼関係を築き、 えて話を聞くことにより、 つの事案の解決を図るためには、腰を据 居住者や地域住民が健康 居住者、 また、 家族等と

地域包括支援センター、 改善のためのノウハウの蓄積や、 が重要になるものと考える 体を含め、広く連携の強化を図っていくこと るとともに、庁内の関係課所室だけでなく、 活用できる、より専門的な人材の育成に努め のほか福祉行政など複数分野の知識を幅広く また、これらに加え今後は、 民間事業者や各種団 問題の解決 廃棄物行政

※管理不良状態

う。(条例第2条第2号) 辺の生活環境が著しく損なわれている状態をい おそれがある状態その他の当該住宅等又はその周 きぶりその他の害虫が発生し、もしくはねずみが は散乱した状態であって、 住宅等において、ごみその他の物品が堆積し、 又は当該物品の崩落もしくは火災発生の 悪臭もしくははえ、 ご

「ごみ屋敷」対策ナーム横浜で取り組む

横浜市長(神奈川県) 林(はやし)





横浜市の取り組みの概要

援を行い、解決につなげている。 近年、各地で取り組まれている「ごみ屋敷^(※1)」対策について、横浜市は「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条の所止を図るための支援及び措置に関する条た。この条例に基づき、健康福祉局(福祉保た。この条例に基づき、健康福祉局(福祉保た。この条例に基づき、健康福祉局(福祉保た。この条例に基づき、健康福祉局(福祉保度行政)、資源循環局(環境・廃棄物行政)、資源循環局(環境・廃棄物行政)、資源循環局(環境・廃棄物行政で発生を表して、対策について、関連に対策を表して、対策に対策を表して、対策に対策を表して、対策を表して、対策に対策を表して、対策を表して、対策に対策を表して、対策を表しないないる、対策を表しないる、対策を表しないる、対策を表しないる、対策を表しないる、対策を表しないる、対策を表しないる、対策を表しないる、対策を表しないる、対策を表しないる。となり、対策を表しないるないる、対策を表しないる、対策を表しないる。となり、対策を表しないるないる、対策を表しないる、対策を表しないる、対する、対策を表しないる、対策を表しないる、対するいるないる、対策を表しないるないるないるなり、対する、対策を表しないるなり、なり、対ないるないるなりないるなり、対なり、対ないるないるないるないるないるなりないるないるなりないるないるないるないるないるないるなりないるないるないるないるないるないるないるない

いわゆる「ごみ屋敷」が発生する背景には、当事者の方々が抱える心身の課題や、経済的困難、地域からの孤立などの諸課題があり、根本的な解決には、ごみの撤去に留まらず、根本的な解決には、ごみの撤去に留まらず、

370万人を超える市民の皆様が住まわれて日本最大の基礎自治体である横浜市には、

組みをご紹介していく。している。増加する「ごみ屋敷」と、背景にあしている。増加する「ごみ屋敷」と、背景にあどにより、地域課題は年々、多様化・複雑化どにより、地域課題は年々、多様化・複雑化

条例制定の経緯と概要

機浜市は18の行政区を擁しており、市民生活に即した課題を、スピード感を持って解決するため、1970年代から区役所の機能強するため、1970年代から区役所の機能強化に取り組んできた。取り組みの一つとして、地域のニーズや課題等について、区役所が現場の視点に根差した解決策を提案し、局が現場の視点に根差した解決策を提案し、局が現場の視点に根差した解決を提案が、現在の取り組みの契機となった。

の問題があった。また、これに対応する法令関係する部署が多岐にわたるなど、組織体制い「ごみ屋敷」問題が顕在化・深刻化する中で、規案の背景には、高齢化の急速な進展に伴

が困難で、かつ近隣住民の財産・生命・身体 設け、「支援」を基本とした対応だけでは解消 とを基本方針としている。一方で、指導・勧 を行っても、根本的な問題解決に向けた福祉 にまで深刻な影響を及ぼす恐れがある場合に 告・命令・代執行など「措置」に関する規定も 大きな柱であり、中でも「支援」を優先するこ も目的としている。また、「支援」と「措置」が 生活環境」の「解消」だけでなく、「発生の防止」 みを排出できない方や、ごみを自宅に集めて 対し、窓口や体制の整備なども含め、自らご 査・指導にも限界があった。これらの課題に は、それらの適用も検討する。ただし、「措置」 重ね制定に至ったのが、前述の条例である。 しまう方への支援等について全庁的な検討を がないため、 条例の名称にあるとおり、条例は 当事者の方に対する介入や調 「不良な

公表などの規定は設けていない。
ンスにそぐわないことから、条例には、罰則・なお、福祉的支援を重視する横浜市のスタ

「支援」は継続して行っていく。

区長

区対策連絡会議

事務局(福祉保健課)

総務部・福祉保健センター・土木事務所

個別事案対策検討 プロジェクト

対策推進会議

「チーム横浜」としての連携イメージ

取り組みの推進体制

長をトップとして、総務部門、福祉保健部門、るが、区役所、健康福祉局、資源循環局ななり、一歩踏み出した対応を行うことが重要である。
要である。
当事者支援の最前線となる区役所には、区となり、一歩路の解決に当たっては、繰り返しとな

を設置し、各種制度のはざまに陥りやすいこ土木事務所などで構成する「区対策連絡会議」長をトップとして、総務部門、福祉保健部門、過事者支援の最前級となる区役所には「区当事者支援の最前級となる区役所には「区

関係機関 地域ケアプラザ

(% 2)

社会福祉

協議会

民生委員等

地域住民

関係者全員が 一歩ずつ

踏み出すこと

が必要

整えている。の問題に対し、区役所全体で取り組む体制を

「区対策連絡会議」の主な役割は、区内における相談等の状況把握および情報共有、「ごける相談等の状況把握および情報共有、「ごける相談等の状況把握および情報共有、「ごける相談等の状況把握および情報共有、「ごける相談等の状況把握および情報共有、「ごける相談等の状況把握および情報共有、「ごける相談等の状況把握および割は、区内にお

1600人の社会福祉職が在籍しているが、なお、横浜市には約500人の保健師と約

その7割以上を各区役所に配置し、健いの事らしに様の暮らしに様の暮らしにおいることも、対策を進めるうえで大

平成30年8月に行った事例調査では、当事者の方々について「片付けられないタイプ」が3%、「集めるタイプ」が3%、「混合タイプ」が3%となり、中でも「集めるタイプ」は長期化・再発しやすい傾向にあることがわかった。また、「ごみ屋敷」になってしまうきっかけとまた、「ごみ屋敷」になってしまうきっかけとして、精神症状や身体症状の悪化が上位に挙して、精神症状や身体症状の悪化が上位に挙げられた。



ている。

資

源循

環

局は、堆積物

資源循環局

「区対策連絡会議」の様子

図表

局

健康福祉局

区役所

たけられない 方に対して、 方に対してものの

> ら全体調整を担っている。 康福祉局は、区役所の取り組みを支援しなが 区役所と連携し排出の支援を行っている。健

浜市の取り組みの特徴である。門性と主体性を保ちながら連携した取り組み門性と主体性を保ちながら連携した取り組み

直近の状況

平成30年9月末時点で、「ごみ屋敷」として平成30年9月末時点で、「ごみ屋敷」として照消につなげることができた。当事者の同意解消につなげることができた。当事者の同意接は、44件に対し延べ57回実施した。条例に基づく「指導」は、1件に対し2回行っているが、行政代執行に至ったものはない。

になる心配がある」、または、「現在ごみ屋敷の方が「現在もしくは将来的にごみ屋敷状態の方が「現在もしくは将来的にごみ屋敷状態になるかもしれないと心配になることは状態になるかもしれないと心配になることは マ e アンケート」(**3)では、「自宅がごみ屋敷では、平成30年7月に実施した「ヨコハさらに、平成30年7月に実施した「ヨコハ

必要がある。と連動して、「ごみ屋敷」対策を強化していくと連動して、「ごみ屋敷」対策を強化していく超高齢社会を支えるための仕組みづくりなどである」と回答している。この結果からも、

具体的なアプローチ

ご紹介したい。 次に、現在取り組んでいる具体的な事例を

家屋の1階が完全に見えないほど大量の堆積物があり、敷地沿いの公道への崩落危険箇積物があり、敷地沿いの公道への崩落危険箇所が複数ある「ごみ屋敷」に対し、指導と支援の両面からアプローチを試みている。あわせて、特に周辺への影響が大きい事案であるため、「個別事案対策検討プロジェクト」を設置し、区役所だけでなく健康福祉局・資源循環し、区役所だけでなく健康福祉局・資源循環を対し、より効果的な解決方法を検討している。

基づく指導などを行っている。 、以予防の一環としての啓発、そして条例に成し、ごみの持ち去り禁止、公道の安全確保、 健康福祉局が加わり「通称:北風チーム」を構 と土木事務所を中心に、消防署、資源循環局、

チーム」が、健康福祉局のバックアップも受健課、高齢・障害支援課による「通称:太陽「人」に関心を向けられるよう、区役所福祉保人が、ごみ、という「物」からご自身や周囲のあわせて、支援的アプローチとして、ご本

援を行っている。けながら、生活・健康などの面から福祉的支

このように、指導と支援の両面からアプローチする場合、それぞれの対応状況を定期 ローチする場合、それぞれの対応状況を定期 が、支援のプロセスと経過を共有し、包括的 が、支援のプロセスと経過を共有し、アプロ・チャーのように、指導と支援の両面からアプロ・ティー・

部署の垣根を越えて強い信念を共有し、当事者の方へ理解と共感のアプローチを重ねたた。しかし、当事者の方が生活再建できるよた。しかし、当事者の方が生活再建できるようになるまでには時間がかかる。また、再発うになるまでには時間がかかる。また、再発うになるまでには時間がかかる。また、再発うになるまでには時間がかかる。

今後の課題

今後も「ごみ屋敷」の件数が増加していくや要である。

福祉保健行政としては、国が推進している
「『我が事・丸ごと』地域共生社会」の実現に向けて、高齢者・障害者・子どもといった対象
者別支援にとどまらず、住まいや雇用、医療
など、あらゆる分野の方々とネットワークを
築き、個々人の課題を丸ごと受け止め、解決
につなげる体制を整えていくことが重要であ
る。また、環境・廃棄物行政としても、地域
や関係機関と連携を強め、これまで以上に見
や関係機関と連携を強め、これまで以上に見
・時等の支援に取り組むことで、未然防止・
再発防止につなげていくことが必要だ。

横浜市役所が、引き続き「チーム横浜」とし横浜市役所が、引き続き「チーム横浜」の取り組成でいけるよう、今後も全力で取り組成・関係者の皆様との「オール横浜」の取り組成・関係者の皆様との「オール横浜」の取り組成でいく。

- 影響がある不良な生活環境」としている。発生又は物の崩落のおそれ等により、近隣に因して害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の※1:横浜市では、「ごみ屋敷」を「物の堆積等に起
- 138か所設置(平成31年3月現在)) 組みを行っている横浜市独自の施設(市内に近な福祉・保健の拠点としてさまざまな取りなど誰もが地域で安心して暮らせるよう、身※2:地域ケアプラザは、高齢者、子ども、障害者
- ネットでご回答いただくもの。 募集し、市政に関するアンケートにインター※3:市内在住の15歳以上の方を対象にメンバーを

4

豊中市の誇る「市民力」・「地域力」

豊中市長(大阪府) 長く

長内繁樹

誰もが安心して暮らせるまち・とよなか

世市は大阪府の北部に位置し、東西南北に延びる鉄道や高速道路、空の玄関口でおる大阪国際空港など交通網が整い、大阪市や京都、神戸、また国内外へのアクセス市や京都、神戸、また国内外へのアクセス市や京都、神戸、また国内外へのアクセス市や京都、神戸、また国内外へのアクセスを表した人口約40万人の中核市である。

本市は、市政の歩みとともに小学校区単年くから市政運営に参画と協働の視点を取り入れてきたこともあり、地域住民や社会福祉法人豊中市社会福祉協議会(以下「社協」という)、民間事業者と行政等の公的機関が連携・協働し、小学校区、日常生活圏域(おおむね6小学校区)、市域で地域福祉活動を展開し、多様化・複雑化する福祉課題の解決へとつなげている。

題として、自らごみを片付けられず、自宅特に、社会的孤立と深く関わっている問

ことは、本市も例外ではない。る「ごみ屋敷問題」が顕在化している。このに大量のごみを溜めこんでしまう、いわゆ

福祉ごみ処理プロジェクトの始動

安解消にも努めている。

都度、 単に個人の問題として捉えるのではなく、 談が相次いだことに端を発している。その ŋ 祉ごみ処理プロジェクト(以下「プロジェク 必要があるのではないかということで、「福 地域の課題という認識のもと検討していく てきた。その中で、ごみ処理等についての 区福祉委員会などの協力を得ながら対応し ざまな問題を引き起こしているケースの相 さまざまな理由で自宅の片付けが困難とな ト会議」という)」が平成17年に発足した。 定のルールが形作され、ごみ屋敷問題は ごみ屋敷問題は、 周辺地域に環境衛生、 社協や市が民生委員・児童委員、 高齢や障害、病気など 防災などのさま 校

援センター、市関係部局7課の関係機関がプロジェクト会議は、社協、地域包括支

していくとともに、対象者の近隣住民の不セーフティネットの観点から対象者を支援係る対応方法について情報共有し、ライフ一堂に会し、ごみ屋敷の実態やごみ処理に

側面からの意味合いが強いことにある。側面からの意味合いが強いことにある。。ことを抱え、自力では解決し難い状況に改善や地域での継続的な見守りによる再発防改善を強制的に進めることなく、地域の住民問題を強制的に進めることなく、地域の住民問題を強制的に進めることなく、地域の住民問題を強制的に進めることなく、地域の住民地域力」の向上につなげるといった、福祉的側面からの意味合いが強いことにある。

プロジェクト会議の取り組み

①相談・発見

ている。ごみ屋敷問題は、民生委員・児童委市域の3層による重層的な取り組みを展開し校区、日常生活圏域(おおむね6小学校区)、本市の地域福祉活動は、先述のとおり小学



般的な福祉ごみ処理プロジェクトの支援フロー 図表 相談 (本人または近隣住民等) 本人が支援を求めない場合 本人が支援を求める場合 対象者の心を開くアプローチ 申し合わせ事項に沿って対応

加え、 う) と一緒に コミュニティ 受けることに 取り組んでい Sを発せない 全戸訪問を行 からの相談を げることにも 対象者を発見 CSW とい 支援につな 自らSO カー(以下 シャル 社協の

る 口 ーは図参照)。 (プロジェクト会議で共有している支援フ

②CSWの役割

れる。 タイミングを図ることを心掛けている。 そのため、CSWは対象者に寄り添い は、 役割を担っている。本市では社協のCSWを 状態であるかなどを把握したうえで、支援の 者の心」を開き、緊急性やセルフネグレクト や地域と行政の協働関係の構築などが挙げら 日常生活圏域に各2人と全市的な視点で4 後の支援のあり方に大きな影響を与える。 ごみ屋敷問題の解決には、 合計18人を配置している。CSWの役割 対象者への支援、対象者と地域の関係性 解決に向けて対象者の状況把握は、 CSWが重要な 「対象

員は、

民生委員・児童委員や研修を受けた校

0)

相談員は、 委員である。 区福祉委員会

相

談窓口で住民

役割は大きい。

相談窓口の担い手となる相談

の福祉拠点として位置付けている相談窓口の

組みの中でも、

特に地域福祉計画に校区単位

域をカバーする社協や市に相談することを

域に設置している地域包括支援センター、

(以下「相談窓口」という)」や日常生活圏

小学校区に設置している 員や校区福祉委員会、

地域の住民が発見し、

「福祉なんでも相談

きっかけに支援が始まる。この重層的な取り

社会的包摂を広めている。 性の問題とならないように、 スを経て、最終的にはその地域の力を高め、 として捉え、理解を深めていくというプロセ な見守りにつなげ、 地域との関係性では、ごみ屋敷問題が 地域の住民が自らの問題 地域での継続的 一過

が発揮される。 域の住民、 と行政の協働関係を構築するうえで、 に民生委員・児童委員や校区福祉委員会、 行政の協働した取り組みが必要となる。 対象者の抱える課題の解決に向け、 行政との関わりのあるCSWの力 日常的 地域と 地域 地

③ごみの処理

対象者とCSWの関係ができたとき、 本人

福祉ごみ処理PT会議の様子

中心に、 処分を担っているが、 福祉委員会などの地域住民が協力してごみの の希望をもとに、ごみ、が処理される。本人を につながっている。廃棄物処理部門が運搬 の関係づくりが促進され、 分別・処理を行う。この時、 CSWや民生委員・児童委員、 ごみの処理費用が必要 社会的孤立の解決 地域での見守り

を活用し対応している。 会福祉法人の社会貢献事業等による寄付金等 なっているが、 となる。ごみの処理費用は本人負担が原則と 生活困窮を抱える場合は、 社

今後に向けて

ある。 屋敷問題を抱えていたことが判明することも 共に亡くなったことや火災などにより、ごみ り離職した子どもが地域社会から孤立し親子 幸な事案も存在する。例えば、 雑化する課題を抱えた結果、 に解決したというわけではない。 本市のごみ屋敷問題は、全ての事案が円滑 残念なことに不 親の介護によ 多様化・複

改善できない件数が137件であることが分 観的に見て日常生活に支障がある世帯」が 調査」結果から、「家の内外にごみが溢れ、 の回答が多くみられた。 感がない」、「本人が支援を拒否している」と かった。改善できない理由は、「本人に困り 176件、そのうち改善できた件数は39件、 参画機関を対象に実施した「ごみ屋敷に係る また、平成29年3月にプロジェクト会議の 客

把握は困難である 数存在することが推定されるものの、 ず、室内がごみ屋敷と化している件数は一定 なお、集合住宅等で外観からは判別でき 実数の

> む地域住民が安心して日常生活を営むことに 取り組みとしていることもあり、対象者を含 有に関する課題が明らかになったことも成果 う線引きや、各主体が保有する個人情報の共 例えば、何をもってごみ屋敷とするのかとい ている。また、ごみ屋敷問題に対する課題 が醸成され、地域の支援力の向上につながっ け止め、主体的に解決していこうという姿勢 の一つである。 議」で共有され、参加者が自分ごととして受 位で開催している「地域福祉ネットワーク会 発見したごみ屋敷の課題は、日常生活圏域単 つながっている。具体的には、 方で本市では、福祉的視点を採り入れた 地域の住民が

社会的孤立の防止につながっており、 課題の発見力の向上により、 にも注目されている。 委員や校区福祉委員会などの地域住民の生活 450件ほど対応してきた。民生委員・児童 プロジェクト会議の立ち上げから、この間 都市部における 全国的

も必要である。そのため、 など、 り一人でごみ出しができない住民について とともに、 ごみ屋敷問題の再発防止に向け、 ・児童委員や校区福祉委員会による声かけ 介護ヘルパー等の既存サービスにつなぐ 地域での継続した見守り支援等が今後 制度のはざまの課題についてはC 何らかの事情によ 民生委

員

取り組みを進める。 よって生活支援・安否確認をしていけるよう SWの協力を得たり、 住民主体の支え合いに

組みと福祉的な支援の取り組みを総合的に進 今後、この検討結果による廃棄物処理の取り 廃棄物処理のあり方を再考する必要がある。 られており、本市も、 対応した廃棄物処理体制構築の検討」 成推進基本計画」に基づいた、「高齢化社会に 展開につながると考える。 めていくことが、ごみ屋敷問題解決の新たな 本年度、環境省では「第4次循環型社会形 この検討結果を注視し が進め

たい。 取り組みを進めることが、人と人、人と地 当たっては、地域住民やCSW、行政など関 課題が増えることが予想される。課題解決に ごみ屋敷問題等の制度のはざまにある困難な とともに地域共生社会づくりを進めていき 諸団体や住民の皆さん、社協、 民力」「地域力」「地域資源」を基盤に、 つながる。 となく、誰もが住み慣れた自宅や地域で自 係機関が相互に連携・補完し合い、総合的な の増加等による社会情勢の変化にともない、 分らしく暮らせるまち「地域共生社会」へと 域がつながりあい、地域社会で孤立するこ 今後のさらなる高齢化の進展や単身世帯 今後も引き続き、 本市の誇る「市 民間事業者